

衆議院内閣委員会ニュース

【第198回国会】平成31年4月26日（金）、第15回の委員会が開かれました。

- 1 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）
 - ・平井国務大臣、左藤内閣府副大臣、佐藤内閣府副大臣、古賀総務大臣政務官兼内閣府大臣政務官、國重総務大臣政務官、門山法務大臣政務官、工藤国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・山内康一君外2名（立憲、国民）提出の修正案について、提出者後藤祐一君（国民）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・原案及び修正案に対し、塩川鉄也君（共産）が討論を行いました。
 - ・修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。（賛成－立憲、国民 反対－自民、公明、共産、維新）
 - ・原案について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。（賛成－自民、立憲、国民、公明、維新 反対－共産）
 - ・平将明君外4名（自民、立憲、国民、公明、維新）から提出された附帯決議案について、山内康一君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。（賛成－自民、立憲、国民、公明、維新 反対－共産）
 - （質疑者）牧島かれん君（自民）、岡本三成君（公明）、山岡達丸君（国民）、森田俊和君（国民）、浅野哲君（国民）、山尾志桜里君（立憲）、岡本あき子君（立憲）、塩川鉄也君（共産）、浦野靖人君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

牧島かれん君（自民）

- （1） 行政手続のオンライン化
 - ア 本法律案の意義、基本的な原則及びその考え方
 - イ 添付書類の撤廃を進める中においてなお例外的に添付が必要とされる場合
 - ウ 手数料納付のオンライン化の具体的方法及びインセンティブを付与する方策
 - エ 電子署名及び電子委任状の仕組み
- （2） クラウドの活用
 - ア クラウドを利用して行政機関に対する申請を行った場合の申請日時等の法的整理
 - イ 企業がクラウドを利用して申請する場合の情報セキュリティ確保の方策及び官民の責任分界点
 - ウ クラウドを利用した申請を実現していくスケジュールの見通し
- （3） IT調達等の一元化
 - ア ITに係る予算、調達、人材及び体制の内閣官房IT総合戦略室への一元化による効果
 - イ PDCAサイクルを機能させるための方策
 - ウ 削減された経費を質の向上のための施策に充当する必要性
 - エ 政府情報システムの更新に要する期間
 - オ 内閣官房が予算を一括して計上した上で各行政機関に配分する必要性
- （4） マイナンバーカードによる本人確認
 - ア 医療分野におけるマイナンバーカードの活用の見通し
 - イ 銀行における公的個人認証の活用推進に向けた金融庁の現状認識
 - ウ 対面申請か電子申請かを問わず公的個人認証の活用を標準化する必要性

- エ 通知カードの廃止に関して周知徹底を図る必要性
- オ 公的位置付けのない氏名の振り仮名を変更不可とする必要性
- (5) 社会のデジタル化に関する諸課題
 - ア デジタルデバйд対策としての高齢者に対する支援体制
 - イ 子ども・子育て分野においてマイナポータルを活用した電子申請を推進する必要性
 - ウ 財政的措置により地方公共団体の情報システム整備を推進する必要性
 - エ 罹災証明書の情報連携及び避難先における仮設住宅の電子申請の実現に向けた取組
 - オ 地方公共団体におけるオンライン利用促進対象手続のオンライン化の現状
 - カ 民間手続のデジタル化の推進に向けた法令改正の方向性
- (6) 内閣委員会におけるタブレット使用の試みについての平井国務大臣の所感

岡本三成君（公明）

- (1) 国がデジタル化にかける予算の規模
- (2) ベンチャーのS Iベンダーを育成・活用する方法
- (3) デジタル・デバйд対策の方向性
- (4) デジタル手続を行う際の外国人申請者への対応
- (5) オンライン行政サービスの運用を始めるに当たって、利用者側のメリットを最大化することが目的との意識を行政の現場まで共有させる指導の必要性
- (6) 個人情報保護法の改正
 - ア 今後の法改正に向けた基本的な方針
 - イ 罰則強化の必要性
- (7) 今回とりまとめたプラットフォームと呼ばれる巨大IT企業に対する規制案についての概要及び今後の法規制のスケジュール
- (8) G20の中で個人情報の保護に関する国際ルールの制定についての問題提起をし、議論をすべきとの主張に対する左藤内閣府副大臣の見解

山岡達丸君（国民）

- (1) 本法律案におけるデジタル化推進計画の完結期限
- (2) 国家公務員の勤務時間管理
 - ア 出勤簿の押印について人事院規則による規定の有無
 - イ 職員の出勤等を押印以外の方法で記録することの可否
 - ウ 「人事・給与関連業務情報システム」に職員の出退勤を管理する機能を追加する必要性
 - エ 内閣人事局で試行している新たな勤務時間管理方法の現状及び「人事・給与関連業務情報システム」との連動の可能性
 - オ 省庁横断的な取組の必要性について平井国務大臣の決意
- (3) デジタル化推進のモデルとなる地方自治体の必要性

森田俊和君（国民）

- (1) 医療保険者及び医療機関が保有する個人情報の不正取得に対する国としてのセキュリティ対策の取組
- (2) 税務申告手続のICT化についての検討状況
- (3) マイナンバーの利用におけるなりすまし防止策
- (4) マイナンバーの利用における利便性と危険性のバランス

- (5) 情報提供ネットワークシステムに不具合が生じた場合におけるバックアップ等の代替手段
- (6) 行政のデジタル化における個人情報の不正取得等のリスクへの対応についての平井国務大臣の決意

浅野哲君（国民）

- (1) 行政のデジタル化
 - ア 日本が目指す「世界最先端デジタル国家」の全体像及びその中における本法律案の位置付け
 - イ デジタル化による生産性向上の効果
 - ウ 「行政サービスの100%デジタル化」を目指す具体的な範囲についての検討状況
 - エ 民間の意見を踏まえて情報システムの整備を進める必要性
 - オ 情報システムを新システムへ円滑に移行できるよう配慮する必要性
 - カ 国及び地方公共団体のシステムに共通仕様等を設ける必要性
- (2) サイバーセキュリティ対策
 - ア 情報システム自体の対策及び住民票の除票等の保存期間延長に当たって講じられる対策
 - イ データ流通の信頼性を担保するため、データフローに関する記録を行う必要性
- (3) ワンストップサービスへの民間事業者の参画に対するインセンティブ付与の在り方

山尾志桜里君（立憲）

- (1) 行政手続のオンライン化
 - ア 対象となる法令に基づく行政手続のオンライン化について、国は義務、地方公共団体は努力義務であることの確認
 - イ 対象となる条例又は規則に基づく行政手続のオンライン化について地方公共団体に課された努力義務の内容
 - ウ 対象となる法令に基づく行政手続
 - a 種類の総数及び義務化の対象となる国の行政手続の種類数
 - b aのうちオンライン整備済及び未整備の行政手続の種類数
 - c 年間1万件以上の頻度で利用されている行政手続のうちオンライン整備済及び未整備の行政手続の種類数
 - エ 行政手続のオンライン化に向けて基準及び期限を明示の上で工程管理を行う必要性
 - オ 国の行政手続のオンライン化が義務付けされた場合の旅券発給申請行政手続の変更部分
 - カ 旅券発給申請行政手続を電子申請化しても原則1回は出頭する必要がある趣旨
 - キ 努力義務となっている地方公共団体の行政手続についても、国が導入できるよう状況整備を行い、地方公共団体の協力や合意を得てデジタル化を達成する必要性
 - ク 転居に伴う転入、転出届は努力義務化となるかの確認及び地方公共団体の判断による届出の電子申請化の可否
 - ケ インターネット上で住民票の移転手続の準備をすると電気、水道、ガス等の民間の手続も一連でできるようになるとの報道についての事実確認
- (2) スマホゲームアプリ事業者が有するユーザー位置情報を捜査上取得するに当たっての令状の必要性に関する原則と例外についての総務省及び法務省の見解
- (3) タクシー会社が車内に設置された広告配信タブレットで乗客の顔画像を取得している事案
 - ア 個人情報保護法に基づく行政指導後の対応内容についての判断
 - イ タクシー業界における同様事案の把握状況
- (4) 個人情報保護委員会の中間整理
 - ア 個人情報の利用停止権に関して個人の権利の範囲を拡大する方向で検討していることについての

確認

- イ 利用停止権の拡大に関し、停止される前に遡及して自身のデータを削除すること及び競争政策の一環としてのデータポータビリティを本格的に導入することの必要性
- ウ 海外に本社を有する事業者も個人情報保護法の対象とする必要性

岡本あき子君（立憲）

- (1) 本法律案
 - ア デジタル社会のリスクへの対応を踏まえた本法律案の意義
 - イ 個人情報の保護という言葉が明記する必要性
 - ウ 地方公共団体の情報システム整備計画の策定を義務化する必要性
- (2) 地方公共団体に共通する行政サービスについては、国で標準のシステムを構築し、地方公共団体の特徴に応じてアレンジできる仕組みを広める必要性
- (3) 一定期間の保障及び国の支援の下で法律に基づき各市町村等でシステムを構築する必要性
- (4) マイナポータルを通じた電子申請
 - ア マイナンバーカードの普及率及び電子申請実施数の低さに関する現状認識
 - イ 電子申請のメニューを増やす必要性
 - ウ 各種給付対象者に対し、申請が可能であることを示す必要性
- (5) 行政が保有する個人情報
 - ア 政府がデータをコントロールしないことの確認
 - イ 今後のデータの在り方に関する平井国務大臣の所見
 - ウ 警察からの任意の照会に対し、捜査令状がない限り応じないという対応をとる必要性
- (6) マイナンバーカード
 - ア 通知カード廃止後の代替的なマイナンバーの通知方法
 - イ 通知カード廃止後の通知における名前の振り仮名の有無
 - ウ マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の更新に係る手数料の有無
- (7) 行政手続のオンライン化における収入印紙の役割
- (8) キャッシュレス化の推進及び中小企業の取引の電子化を支援する取組の必要性
- (9) デジタル化の推進に当たり、個人情報の安全性及び中小企業に留意する必要性

塩川鉄也君（共産）

- (1) 行政手続に関する事務における紙の使用
 - ア 政府が考える今後の方向性
 - イ 利用者がデジタルと紙の両方を選択できるようにする必要性
- (2) デジタル・デバインド対策
 - ア 今後の具体的取組
 - イ 地域における取組に対する国の関与の有無
 - ウ 経済的事情でIT機器の入手が困難な者に対する対応
 - エ 自治体の窓口での対面による手続は紙とデジタルで同じになることの確認
- (3) 行政サービスの後退
 - ア マイナンバー制度導入により地方自治体における住民サービスが後退しているとの批判に対する政府の見解
 - イ 行政手続のデジタル化により国においても行政サービスの後退が生じる可能性
- (4) 公務の公正性の確保
 - ア 情報システム整備計画の要点

- イ 同計画の作成を内閣官房 I T 総合戦略室が担う趣旨
- ウ 本法律の成立後は情報システム調達に係る予算を同室が一元的に管理することの確認
- エ 企業からの出向者が在籍する同室が予算を管理することの妥当性
- (5) 地方自治体における行政手続のデジタル化
 - ア 本法律案において地方自治体に課された義務の内容
 - イ 地方自治体において情報システム整備計画に準じた計画を作成する義務の有無
 - ウ 同計画の具体的内容
 - エ 国が地方自治体に対しクラウド導入計画の策定を促していくことの確認
 - オ 自治体クラウドにより地方自治体独自の行政サービスの提供が阻害されているとの意見に対する政府の見解
 - カ 自治体クラウドは地方自治体の多様性を損なうものであるとの指摘に対する政府の見解
 - キ 市区町村における現在の情報システム経費の額と今後の見込み
- (6) AI の社会実装に伴う課題
 - ア 同課題に対する政府における検討状況
 - イ AI の長所・短所を理解する必要性に対する平井国務大臣の見解
 - ウ バイアス（データの偏り）が問題となる具体的事例
 - エ バイアスによって生ずる社会への影響に対する対応
 - オ バイアスによって不当な差別や不利益を被ることがないようにする必要性
 - カ プライバシー保護の観点から個人情報保護法の改正を行う必要性
 - キ EU のGDPR（一般データ保護規則）及び日本の個人情報保護法の見直しに係る検討の中間整理における「忘れられる権利」への対応

浦野靖人君（維新）

- (1) 「政府情報システムにおいてサービス提供の対象とすべき端末環境及びW e b ブラウザの選定に関する技術レポート」を受けた政府の対応状況
- (2) e - T a x、e L T A X 及びマイキープラットフォームがエッジ及びクロームに対応する時期
- (3) インターネットエクスプローラー（I E）以外では使用できないシステムは利用者にとって不便であり、このような I E 依存の政府システムを I T 総合戦略室において把握する必要性
- (4) 携帯電話を用いたキャッシュレス決済を利用してポイント還元を受ける方法を知らない高齢者がいる現状についての平井国務大臣の見解
- (5) 政府のシステム調達のコストを初期費用だけでなくシステムのライフサイクルも踏まえて評価する必要性
- (6) スマートフォン向けの公的個人認証サービス
 - ア 制度として位置付ける必要性
 - イ サービスに対応していない機種への今後の対応